

向山洋一教育賞 応募要項・推薦要項

向山洋一教育賞

応募論文による向山洋一教育賞として、以下4つの賞を設ける。

I 教育技術賞

すべての応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

II 最先端実践賞

最先端課題に取り組んだ応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

III 学級経営・児童生徒指導賞

誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされる学級経営、または児童生徒指導に取り組んだ応募論文の中から、最も優れた実践及び研究を選考する。

IV 向山洋一実践・研究賞

向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、発展させた応募論文の中から、最も優れた実践、研究及び諸活動を選考する。

上記のほか、推薦書や特別な事由による特別賞を設ける。

応募条件

(1) 向山洋一教育賞に応募できる者は、日本教育技術学会の個人会員、団体会員または賛助会員でなければならない。

(2) 向山洋一教育賞選考委員は、応募者になることはできない。また、向山洋一教育賞選考事務局員が、応募者となる場合は、当該論文の選考過程に関与することはできない。

(3) 応募論文は、日本教育技術学会のホームページ内にあるテンプレートを活用するか、もしくは、同じ書式に基づいて作成しなければならない。

(4) 応募論文は、著作権や児童生徒の肖像権等、応募者以外の権利を侵害してはならない。

(5) 応募は1人、または1グループ1編に限る。

(6) 同一の応募論文は、他の教育賞に応募されていない。

推薦条件

(1) 特別賞に推薦できる者は、日本教育技術学会の個人会員、団体会員または賛助会員でなければならない。なお、被推薦者はこの限りではない。推薦者は、事前に被推薦者へ応募の許諾を得ることとする。

(2) 向山洋一教育賞選考委員は、推薦者または被推薦者になることはできない。また、向山洋一教育賞選考事務局員が、推薦者または被推薦者となる場合は、当該推薦書の選考過程に関与することはできない。

(3) 推薦書は、日本教育技術学会のホームページ内にあるテンプレートを活用するか、もしくは、同じ書式に基づいて作成しなければならない。

(4) 推薦書は、著作権や児童生徒の肖像権等、推薦者・被推薦者以外の権利を侵害してはならない。

(5) 推薦は1人、または1グループ1編に限る。

(6) 同一の推薦書は、他の教育賞に応募されていない。

応募期間

2025年5月1日から2025年8月31日まで

推薦期間

2025年5月1日から2025年8月31日まで

応募方法

(1) 実践論文や研究論文（以下、応募論文）は、所定の論文テンプレート（様式2）を使って作成する。同じ書式であれば、LateX等を用いてもよい。

(2) 応募論文は、A4用紙4枚以上12枚以下とする。

(3) 応募論文は、応募票（様式1）、チェック票（様式3）を添えて、応募フォームから選考委員会に提出する。

(4) 音声、映像、冊子等の関連資料がある場合は、応募フォームから関連書類を送付した後、別途、関連資料だけを選考委員会事務局宛に郵送することもできる。

推薦方法

(1) 推薦書は、所定の推薦書テンプレート（様式5）を使って作成する。同じ書式であれば、LateX等を用いてもよい。

(2) 推薦書は、A4用紙2枚以上4枚未満とする。

(3) 推薦書は、応募票（様式4）、チェック票（様式6）を添えて、推薦フォームから選考委員会に提出する。

(4) 音声、映像、冊子等の関連資料がある場合は、推薦フォームから関連書類を送付した後、別途、関連資料だけを選考委員会事務局宛に郵送することもできる。

表彰

受賞者の表彰は日本教育技術学会において行い、副賞を授与する。推薦書の場合、副賞は被推薦者に授与する。副賞は以下のとおりである。

- I. 教育技術賞 20万円
- II. 最先端実践賞 10万円
- III. 学級経営・児童生徒指導賞 10万円
- IV. 向山洋一実践・研究賞 10万円
- 特別賞 10万円

評価基準

応募論文における評価基準は以下のとおりとする。詳細は、選考委員会で別途定める。

(1) 問題提起・有用性

学校現場における今日的な教育課題に対する骨太の問題提起、実践及び方法が示されているか。

(2) 先駆性

最先端課題に対する実践及び方法が示されているか。

(3) 学級経営・児童生徒指導

誰一人の例外もなく、どの児童生徒も大切にされている実践及び方法であるか。

(4) 向山洋一実践の継承

向山洋一氏の実践群を深く研究、検証し、さらに発展させているか。

推薦書においては、選考委員の協議により受賞を決定する。

審査方法

- (1) 【評価基準】に基づき、各項目ごとにすぐれた論文を選出する。(1次審査)
- (2) 1次審査を通過した論文について総合的な討議を行い、各賞の候補を決定する。(2次審査)
- (3) 各賞は、日本教育技術学会理事会で承認された後、ホームページで発表される。
- (4) 受賞件数は、各賞ごとに毎年1名を基本とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りではない。
- (5) 賞の発表後であっても、【応募条件】や不正行為防止のガイドラインを満たしていないことが新たに判明した場合は、入賞を取り消すことができる。

お問い合わせ・関連資料の送付先

向山洋一教育賞選考委員会
〒142-0064 東京都品川区旗の台2-4-12
info@mukoyama-award.com

* 選考内容や結果に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。